

韓国福祉政策の歴史的転換－パク・ジョンヒ政権からパク・クンへ政権まで－

申 成 秀

Welfare has been discussed in the political arena of Korea from 2011. It was one of critical issues in the last presidential election, though no national consensus has emerged out of the debates. Being compared to other advanced industrial nations, Korea experienced so many changes in a short period of time, and because of this, each generation and each social group has its own opinion concerning welfare policies. After Asian monetary crisis, welfare policy became indispensable to Korean state and society. However, those who experienced the economic miracle of the developmental autocracy of the country tend to have no positive attitude towards the welfare state. this is the major obstacle against the developments of welfare state in Korea

This paper analyze the welfare policies that have been implemented by the governments in Korea from 1960s to today, in order to clarify the specific features of Korean welfare. In previous studies, the welfare reforms introduced by Kim Dae-jung government were well examined by many researchers. On the other hand, the policies of Park Chung-hee government have rarely been studied in depth. The paper pays special attention to the period and emphases the importance of the legacy of Park Chung-hee government to contemporary debates on welfare in Korea.

Keywords: Welfare reforms in Korea, Park Chung-hee government, Welfare state, Kim Dae-jung government, developmental autocrat

I. 初めに

2011年のソウル市無償給食をめぐった対立から始まった韓国社会の福祉に関する論議は現在でも続いている。2011年の対立は当時のソウル市の市長であったオ・セファンソウル市長の市長職をかけた市民投票までに進み、結果として彼は職を辞すこととなった。この対立は2012年の大統領選挙まで続くこととなる。大統領選挙の過程で福祉に否定的であった保守陣営が、普遍的な福祉を公約の一部に受け入れることによって選挙で勝利し、福祉論争も一段落したかのように思われた。だが、当選後の実際の政策の立案や実施の規模、時期、方法等の対立は続いている。現在韓国国内で起きている対立の問題は、その対立が生産的な論議にはつながっていないというところにある。

慶尚南道で一度実施された無償給食が道知事により中断され、与党の党代表が「過剰な福祉は国民を怠けさせる」¹⁾と発言するなど、政治的対立の一環として福祉が使われている印象をも受ける。結果と

して、対立はより韓国に合う形の福祉を生み出すのではなく、単純な欧米型の福祉拡大の主張とそれに対する反対の形にとどまっている。その背景の一つは、対立する陣営が想定している福祉の形が違うことである。歴代の政権は福祉政策の政治の道具の一つとして使用し、政策の導入と失敗を繰り返している。それが世代別・政治性向別に想定する福祉の相違を生み出している。

韓国で福祉に関する研究が本格的に始まったのは、アジア通貨危機後である。通貨危機による新しい社会問題に対応するため普遍的な福祉制度が導入されたことで、将来の方向性をめぐり多くの研究が行われた。福祉導入の初期段階であったことから、はっきりした結論に到達することはできなかったが、それによって福祉国家の理解で多くの進歩が見られた。またその結果の一つとして、『韓国福祉国家論争 I』²⁾が出版されている。だが韓国がアジア通貨危機後に高い経済成長率を取り戻したことから、国内での福祉への関心が弱まり、研究も完全に止みはしなかったものの停滞した。それ以後2011年からの

福祉に関する論争や経済成長の鈍化から、福祉研究は再び活発になっている。その上、欧米の研究の成果³⁾を用いるだけではなく、韓国における福祉国家とは何かについての独自の研究も増加している。

『韓国福祉国家論争I』の編集者でもあるキム・ヨンミョンは、2002年の論文「キム・デジュン政権の社会福祉政策」や「国家福祉強化論批判に対する再批判と争点」では北欧的な普遍的政策を持つ福祉国家の可能性を、また2013年の「韓国福祉国家の性格と展望」では南欧との比較を通じて、自由主義と保守主義の混合型の福祉国家の可能性について論じている。もう一人代表的な福祉国家研究者であるジョン・ムグォンは2002年の「キム・デジュン政権の福祉改革と韓国福祉制度性格論争について」および2007年の「発展主義生産レジームと福祉体制の形成」の中で、韓国は発展主義という特殊な政治的環境の中で成長しており、福祉もその影響を強く受けていると論じている。

このような従来の研究は、韓国の福祉国家の性格を解明することに集中しているため、現在の福祉国家を断片的に取り上げる傾向がある。だが福祉国家の研究は政策形成の背景も重要であり、政策が成立するまでの過程についても考える必要がある。

福祉に関する事象は多様であり、福祉に関する研究も上で述べた以外にも数多く存在するためそのすべてを総括することは難しい。本稿では、個々の時代を対象として行われている、韓国の福祉国家・福祉政策研究を、韓国福祉政策の歴史的転換として概観する。この作業を通じて、各時代が断片的に存在するわけではなく、それぞれが連続性をもって韓国の福祉国家のあり方に影響していることを明らかにする。韓国福祉国家研究の多くは、普遍的な制度が導入されたキム・デジュン政権期を中心としている。だが福祉政策の連続性から考えると、韓国近代社会を形成し、初めて福祉制度が導入された、パク・ジョンヒ政権期（開発独裁期）がより強く韓国の福祉国家に影響していること、そのためパク・ジョンヒ政権期についてより深く研究する必要があることを明らかにする。

II. パク・ジョンヒ政権期の福祉政策

1. パク・ジョンヒ政権の福祉政策

韓国で初めて福祉制度が導入されたのはパク・ジョンヒ政権期である。それ以前には経済の多くの部分

を海外援助に頼っており、パク・ジョンヒ政権に入つてから多くの福祉関連法案が作られている。

まず、政権の初期段階で導入されたのは1960年の公務員年金法、1961年軍人年金法と生活保護法、そして1963年の医療保険法と産業災害補償保険法である⁴⁾。社会保険のなかでは産業災害保険だけが早く導入されているが、これには産業化の初期段階での労働力の保護、再生産の問題に対処する必要性があったからであるとされている。そのため保険の対象も500人以上の鉱業、製造業という国を中心とした産業に限られ、全額使用者負担という形で導入されている。

1970年代に入ると1973年度に私立学校年金法、1977年に医療保険が導入され、公的福祉の拡大も論議されるようになる。福祉拡大論議の背景には当時の産業の中心が軽工業から重化学工業に移動していくことが影響しているとされている。産業が巨大化し労働の危険性が増加したことから労働力の保護の必要性が増加したことに加え、労働市場も拡大し労働運動が一定度発展したことから、労使関係を安定化させ、使用者側の負担を減らす必要があったからである。その上、重化学工業化には大きな資本が必要であったことから国民年金が必要であったとする見解も存在する。一般的な社会保険制度の導入の順番では、産業化により医療保険・産業災害保険が実施された後に年金制度が実施されるのが通常である。だが韓国では医療保険よりも年金制度が先に導入されており、重化学工業化を推進するための基金の必要性が大きいことを裏付けている⁵⁾。ヤン・ジェジン（2007）によると、KDI（韓国開発研究院）と経済企画院が年金導入を推進する前から国民年金は中長期社会開発計画の一部として計画されていたが、9代総選挙で支持を集めための手段、重化学工業化のための内資動員の手段としてはやめて導入が決められた。政治的意味もあったものの制度の構成の中で保健社会部より、経済企画院の方が主導的な役割をはたしていたことから内資動員の意味が大きいことが分かる。年金に関する法律は73年に作られたが、74年に緊急措置3号により実施が留保されている。オイルショックによる経済危機のため、導入への国民の反感があったこと、年金基金の規模が保健社会部との妥協の結果で大幅に縮小され、内資確保の効果が減少したことから留保が決められたと思われる。

重化学工業化の急速な進行によって技術者の不足が起り、賃金の上昇など企業の労働費用が増加し

表1 4大社会保険拡大過程⁷⁾

主要内容	
医療保険制度	<p>1963年 任意医療保険 導入</p> <p>1976年 医療保険法全部改正（500人以上、強制加入）</p> <p>1977年 医療保険制度実施</p> <p>1979年 公務員・教職員医療保険導入</p> <p>1980年 医療保険適用対象拡大（300人以上）</p> <p>1981年 医療保険適用対象拡大（100人以上）</p> <p>1983年 医療保険適用対象拡大（16人以上、5人以上は任意）</p>
年金制度	<p>1960年 公務員年金制度実施</p> <p>1963年 軍人年金制度</p> <p>1973年 国民福祉年金法制定</p> <p>1975年 私立学校教職員年金制度</p>
産災保険制度	<p>1963年 産災保障保険法制定</p> <p>1964年 従業員500人以上事業場実施（鉱業、製造業）</p> <p>1965年 適用拡大（200人以上、電気ガス業・運輸保管業追加）</p> <p>1966年 適用拡大（150人以上）</p> <p>1967年 適用拡大（100人以上）</p> <p>1968年 適用拡大（50人以上）</p> <p>1969・1971年 適用業種変化（建設業等6項目追加、金融等5項目除外）</p> <p>1972年 適用拡大（30人以上）</p> <p>1973年 適用拡大（16人以上）</p> <p>1976年 適用拡大（鉱業、製造業中化学等5項目に限り5人以上）</p> <p>1982年 適用業種拡大（林業中伐木業追加）</p> <p>1983年 適用拡大（10人以上、農水産委託販売業、仲介業追加）</p>

た。その上で年金制度の失敗による財政負担の増加を軽減するために医療保険の実施が試みられ、1976年には1963年の医療保険法が全面的に改定されている。実施された医療保険制度は従業員500人以上の大企業を対象として、費用負担は使用者と労働者が負担し、政府は行政費用だけを負担する形であった。この形は国家財政への影響と経済成長への影響を最小化する狙いがあった。また医療保険の運営に当たり、全国医療保険連合会の運営の主体を大企業の経営者の集まりである全国経済人連合会としている。これにより、医療保険は企業の労働管理手段の一つとして認識されるようになった⁶⁾。

2. 福祉政策の評価

パク・ジョンヒ政権は福祉国家の建設を目指に掲げ、多くの関連法案を導入したが、この時期に韓国の福祉が拡大されたとは評価されていない。

パク・ジョンヒ政権は自分たちの政治的正当性を確保するために福祉政策を実施していたと考えられ

る。そのため、国家の運営に大きくかかわる軍人・公務員・教員などを優先して保護している。当時の支配エリート層たちの主な理念は経済成長の優先であり、当時の福祉関連諸法にみられる理念は、自助・勤労意欲・最小限の国家福祉という発展イデオロギーに基づくものであった。これらを考えると政権の関心が実質的に福祉そのものにあったと考えるよりは、経済成長のための政策の一環として福祉政策を利していたと考える方が正しいだろう。

1960年代の産業は軽工業を中心とした輸出志向の産業であり、当時の豊富な低賃金労働に支えられていた。また都市化による農村社会の崩壊は、余剰な労働力を持続的に作り出していた。産業化の進行は雇用の増大につながり、福祉の需要が発生することを止めていた。当時の政権は福祉の導入よりは、福祉が経済成長を妨げる可能性の方に関心を置いていた⁸⁾。

また当時の経済成長率も、当時の政権が福祉に関心を置かないことを後押ししたと思われる。1962年

から1971年の成長率は年平均約9%と驚くべき数字を見せており、それに絶対貧困率が1965年の約41%から1976年には約15%に減少したことが、政権が政策の中心を経済成長に置くことを強く後押ししたと考えられる⁹⁾。

またこのような高い経済成長率は多くのフルタイム雇用を創出し、社会的移動を活発にしていた。結果として貧困の責任は貧困者本人にあるとする風潮を生み、失業手当や労働能力を持つものに対しての公共扶助を必須のものとしなかった。また、女性が老人・児童をケアすることが一般的であった上、高齢化が進行していないため、福祉需要そのものが少なかった¹⁰⁾。

表2 1965年から1982年のジニ係数¹¹⁾

	1965年	1970年	1976年	1982年
農家	0.2852	0.2945	0.3273	0.3061
非農家	0.4167	0.3455	0.4118	0.3705
労働者	0.3993	0.3043	0.3553	0.3090
自営業	0.3838	0.3528	0.4490	0.4446
全 体	0.3439	0.3322	0.3908	0.3574

パク・ジョンヒ政権期の正しい統計データを手に入れるのは難しい。その中でジュ・ハクジョン（1984）は海外の研究の推定をもとに修正を加える方法を使い、その時期のジニ係数を算出している。

彼の計算の中では第1次開発計画によって1970年には所得不平等は改善していたが、政権末期（1976年）になると拡大している。労働者階級に関しては1965年の0.3993から1976年の0.3553へと一定程度の改善がみられるが、農家では1965年の0.2852、1970年の0.2945、1976年の0.3273と、期間全体を通して悪化している。国全体としては1965年から1970年への改善は0.01程度と小さく、1970年から1976年にかけては約0.06増加している。

ジニ係数の変化から考えた場合、当時の政権が福祉国家の成立を政権中ずっと訴え続けていたことは違って、福祉政策が本来の役割をはたしているとは考えづらい。導入された制度の目的は経済成長にあると見たほうが正しいと思われる。

このように開発独裁期の福祉政策は一般的な福祉ニーズにより導入されたものではなく、国家が経済成長戦略にあたり必要であると判断したことで導入されたと見るべきである。また福祉の対象となった

のは限られた集団であり、福祉に関する利益集団の形成も行われなかったといえる。その上前述したように、この時期には極めて高水準の経済成長が達成されていたため、生活の質の改善・貧困からの脱出を多くの国民が経験している。このような経験から、韓国内部での社会政策（普遍的福祉制度）より経済成長を選好する傾向が生まれたと考えられる。

III. アジア通貨危機後の福祉政策

I. キム・デジュン政権の福祉

アジア通貨危機後は危機的状況により福祉需要が急激に増え、新しい制度が多く導入された時期である。そのためこの時期に関しての研究は多く存在しているが、本項ではその中でもチエ・ヨンジョンの2012年の論文とキム・ギョンウ、クァク・ヒョウムンの2011年の論文を基に、その制度・政策的特徴について整理する。

1997年アジア通貨危機とともに始まったキム・デジュン政権は今まで経験したことのない問題に対応する必要があり、経済危機による大量失業などに対応するために、福祉制度の拡大を試みている。その方向として示しているのが生産的福祉、労働連携福祉であり、その背景にある哲学として「人権と市民権としての福祉」、「仕事を通じた福祉」、「社会的連帯としての福祉」を提示していた（国政弘報處2003）。

キム・デジュン政権は1998年10月に、雇用保険制度の適用対象を1人以上の全事業所に拡大した。1999年には、国民年金の対象者が全国民に拡大されることになった。2000年には産業災害保険の適用範囲が、1人以上の全事業所に拡大された。

2000年に実施された国民基礎生活保障法は、救貧法であった従来の制度を公的扶助制度へと変えていく。医療手当の中で本人負担の必要ない対象が65歳以上から61歳以上まで拡大されていて、次上位階層にも医療手当、教育手当が支給されるようになった。

1998年には65歳以上の貧困者を対象に敬老年金制度が実施され、2000年には障害の範囲が拡大され、疾患による障害も含めるようになった。医療保険の本人負担金軽減対象も70歳から65歳以上に拡大されて、2002年から無償保育の対象が低所得層の5歳児までと拡大された。労働の面では勤労基準法が4人以下の事業所までに拡大され、労働者の生活の安定のための勤労福祉基本法が制定された。

韓国福祉政策の歴史的転換

手当の水準も見直されている。失業手当の支給期間が60～120日から90～240日に延長され、支給額も最低賃金の7割から9割へと引き上げられた。産業災害保険の休業手当の支給額も引き上げられ、健康保険の支給日数制限も廃止された。国民基礎生活保障の支給方式も改善され、住居手当、緊急手当が新設、2002年には敬老年金の水準が3～5万ウォンから4.5～5万ウォンに引きあげられ、最低生活の保障水準を上昇させた¹²⁾。

実施されている制度の中で一番目立つのはセーフティネットの変化である。以前にも生活保護は存在していたものの、その基準があまりにも厳しいものであった。生活保護を受けようとするものが労働能力を持たないと同時に、扶助義務者が存在しないか、扶助義務者が扶助するための能力を持たないことが基準であった。この基準をアジア通貨危機によって発生した失業者や貧困者に適用すると多くが対象外となり、保護を受けることが出来なかった。そのため基準の中で労働能力を削除し、手当の支給範囲を広げている。

当時の福祉のスローガンの一つが生産的福祉である。生産的福祉は欧米圏で福祉政策による財政赤字に対処するための福祉効率化の一環である。福祉制度の導入期であった韓国に適した物であったとはい

えない。当時はそれに対する批判の声も存在していたが、あまり受け入れられず、政策には勤労連携など生産的福祉の内容が含まれることとなった。

2. ノ・ムヒョン政権の福祉

ノ・ムヒョン政権の福祉政策は特別なビジョンを提示しているわけではないため、キム・デジュン政権の政策の延長線上にあるとされている。出産養育に有利な環境づくり、高齢化社会での生活の質向上のための基盤構築、少子・高齢社会での成長要因の確保などが福祉政策の目標とされていた。これはキム・デジュン政権の生産的福祉を継承したものと見られ、ノ・ムヒョン政権はこれを参与福祉と称していた。

この時期の福祉支出は2007年にはGDP比7.6%でありOECDの平均である18.9%の半分にも達していなかった。だが福祉支出の増加率は、他の政権期より高くなっている。アジア通貨危機への対応等のため福祉支出の増加が大きかったキム・デジュン政権期よりも増加率は高く、包括的なビジョンは示してはいないものの、ノ・ムヒョン政権は福祉拡大の意思は持っており、福祉政策もある程度定着し始めていると評価できる。

政権の福祉拡大への意欲は、2006年の「ビジョ

表3 福祉関連支出増加率¹³⁾

	5共和国 1987	6共和国 1992	キム・ヨンサム政権 1997	キム・デジュン政権 2002	ノ・ムヒョン 政権			
					2003	2004	2005	2006
福祉支出増加率	14.3	17.9	17.9	19.9	20.2	24.5	26.7	27.9

表4 ノ・ムヒョン政権の主な社会政策¹⁴⁾

領域	社会保障	社会サービス	雇用、労働市場政策
主な社会政策	社会保険 老人長期療養法制定(07) 国民年金改正(手当縮小)(07) 公共扶助 基礎老齢年金導入(07) 国民基礎生活保障法改正(04) 法定最低生活費導入、緊急福祉支援法制定(05) EITC導入のための条例特別法(06)	社会福祉事業法改定(03) 社会福祉地方移転(05) 社会福祉全但公務員充員(05) 社会福祉事務所示範事業実施(05～07) 保育費支援全面改変(06) 住民生活支援サービス体系構築(07) 障害者対象活動補助サービス導入(07) 障害者差別禁止法制定(07)	勤労者作業能力開発法(04) 作業能力事業整備 社会的企业育成法(07) 雇用保険適用拡大(04) 男女雇用平等法(06) 積極的雇用改善措置、障害者雇用促進及び職業リハビリ法改正(04) 高齢者雇用のための賃金ピーク制(06)

ン2030」からも確認できる。「ビジョン2030」では福祉関連支出を年平均9.8%増加させることによって、2030年には2001年のOECD平均水準を達成するとしている。だが福祉拡大に必要な財源の確保方法は明示しておらず、2010年までを制度の改革の時期と想定していて、その後は増税などへの国民的合意が必要であるとしている。「ビジョン2030」は福祉拡大を訴えてはいるが、内容は抽象的であり、実現可能性は不透明であった。

ノ・ムヒヨン政権の政策の中で目立つのは、社会サービスの強化と労働市場政策の強調である。公共賃貸住宅の拡大、障害手当への引き上げ、保育施設の拡大、濃漁村特別支援などの社会サービスと積極的雇用政策、青年人的資源の効率的利用、大学革新などの教育の効率化などの労働市場政策が採られている。

実際に実行された福祉政策は次上位層¹⁵⁾自活事業と医療手当拡大（2004年）、社会保険適用および微収統合推進、障害手当推進、保育政策の拡大等であり、以前の政権の政策の延長線上の改革が推進された¹⁶⁾。また社会サービス分野や労働関連政策の改善は積極的に行われていたが、社会保障面では縮小の動きも目立ち、国民年金の所得代替率を60%から2008年に50%、2028年までに40%に下げるとしていた。これにより老後所得保障のなかで公的年金の役割は大幅に縮小されることになる。医療保険に関しては保険の保証率を2030年までに85%に上昇させる計画を立てていたが、実現方法は支出合理化という方法しか提示しておらず、實際には2004年の61.3%から2006年64.3%に増加という結果にとどまっていた¹⁷⁾。

3. 進歩政権の福祉政策の評価

基礎生活保護などの公共扶助に関する政策の変化が、進歩陣営と呼ばれていた二つの政権の時期での一番大きな改革である。そして公共扶助政策の特徴は貧困の責任を貧困者本人の責任とした風潮から脱し、最低限の生活を送る権利を認め、国家が保障するようになったこと、受給者が労働に参加することを前提とし、自活サービスなどを通じて労働能力を培養することを目標としていることであった。

公共扶助の改革に当たり一番問題となったのが、扶助義務者と扶助義務者の扶助能力に関する基準であった。評価基準の問題によって貧困状態にあるにも関わらず、公共扶助の対象から外されてしまう問

題が多く発生していた。問題の深刻性は政府も把握していて、2005年から2007年の3年間にわたり、計3回の基準の緩和が行われている。

また、福祉拡大の方法と提示していた生産的福祉は当時韓国が置かれていた状況では福祉拡大の方法として必要であったかもしれないが、その実行にあたり問題を抱えていた（パク・ジョンギュアン、2005）。生産的福祉の推進にあたり確実な準備がないまますすめている。それにより社会保険財政的危機を国民に負担させてしまう結果をもたらしていた。また、労働と連携した政策の方向性はアジア通貨危機の対処のための当時の構造調整とは合わないものであった。構造調整により失業が増加している環境で労働と連携した福祉の拡大は難しいものであった。また、多くの制度が労働と連携して行われていたため、135万人の極貧層は生活保護を受けられたが、その2.5倍に及ぶ準極貧層は生活保護を受けられず、彼らに提供された自活支援事業は支援を受ける個人の特性をふまえていなく効果を発揮できていなかった。

ノ・ムヒヨン政権期には福祉制度の機能の中の一つである、所得再分配機能が拡充されるようになる。労働奨励税制が2008年に導入されたが、それは所得水準が低いものに対して、労働活動への参加に対する奨励金を支給する制度である。制度の導入には、当時のワーキングプア問題が影響している。キム・デジュン、ノ・ムヒヨン両政権は福祉制度を拡大したもの、それ以外の面では新自由主義的性格が強く、労働市場がより柔軟化された。それにより労働市場の中で非正規職の割合が高くなり、その一部については、働いているにも関わらず貧困状態にある状況であった。労働従事者自体に対しても、従来の貧困問題とは違う解決策が必要であったのである。

チョ・ソンジュ等の評価（2008）によれば、勤労奨励税制は多くの限界をもっていた。それは最大の支給額が120万ウォンと少なかったため十分な誘因効果を持ってはいなかったこと、基礎生活保護を受けている者の脱受給効果が少なかったことなどだった。基礎生活保護から脱すると同時に医療保障等の保護からも外されてしまうために、労働に参加し勤労奨励を受け取るより、基礎生活を受ける方が合理的であったからである。

また国民基礎生活保障制度がセーフティネットとしての役割を果たしていないことによる限界も存在する。2008年にワーキングプアと推定されていたの

は110万所帯であったが、そのうち支給を受けていたのは59.1万所帯である。約半分が制度の死角となっていた。このような状況を考えると、勤労奨励税制がワーキングプア問題の解決に効果があったとは言い難い。

もう一つの所得再分配政策が資源支援事業である。この事業は労働市場への参加能力を高めることを目的としていた。基礎生活保護等を通じて貧困に対する制度は大きく発展したが、国民の政府・参与政府は労働連携福祉を強調して受給者たちに自活を義務づけており、これはその支援策であった¹⁸⁾。

資源支援事業は結果的に失敗したといえる。結果として自活事業参加者の労働市場進入が行われなかつたからである。市場進入型(新規就職型)の事業参加者は全体の20.7%であり、勤労維持型の参加者は40%である。この数字から考えると、以上の事業による労働市場参加は難しいといえる。また自活事業を通じた脱貧困も達成できていない。2002年から2007年までに、自活事業参加者の基礎生活保護受給率は6.9%から6.3%に減少しており、脱貧困の目標は達成できていない。

福祉イシューの政治化は下からの運動という性格が強い。立法や法の改正のためには政党の力が必要であったが、参与連帶社会福祉委員会を中心とした市民団体の連帶は政党を動かす影響力を発揮した。とりわけ学者たちの役割が重要であった。実際に参与連帶社会福祉委員会の大多数が学者で構成されており、彼らは専門的な知識で政治家と行政に効果的に圧力をかけることができた。ブレインとして活躍したことで結果的に学者の影響力が増大したことは事実であるが、市民団体が持っていた「中立性」を基にした影響力が低下して「党派性」として理解され始めたことは、市民団体の力を弱化させた原因とされている。このように生産主義福祉体制の下で脱政治化された福祉イシューで近代化された政党中心の福祉政治が誕生する過程を経験し、この過渡期的段階では、労働組合運動とは異なる、学者たちを中心とした市民運動が韓国福祉国家の土台形成期に重要な影響をしてきたと評価される¹⁹⁾。

この時期に多くの普遍的福祉制度が導入されたことは事実ではあるが、両政権が本格的な福祉改革を政権の目標としていたかについては疑問がのこる。福祉以外の政策で両政権が新自由主義的性格を強く持っていたことも事実である。社会政策でも効率性・生産性を重視し、経済成長の回復後には改革の速度

が鈍っていることを踏まえると両政権でも経済成長が福祉の拡大より優先していることがわかる。また、福祉改革を推進していた市民社会は一つの強い政治勢力に変化し、福祉問題を政治問題化させている。福祉の政治化は必ずしも悪いことではないが、厳しい対立を見せてている韓国の政治環境上では、福祉に関する論議の進展を遅らせる原因の一つとなっている。

IV. 政権交代後の福祉政策

1. イ・ミョンバク政権の福祉政策

イ・ミョンバク政府は「能動的福祉」を社会福祉の核心政策基調として、市場機能導入による福祉需要の充足と雇用創出及び低所得層中心の福祉を実施するとしていた。能動的福祉はその実現のために生涯福祉基盤²⁰⁾を設ける、予防・統合型福祉、市場機能を活用した庶民生活安定、社会的リスクからの安全な社会の構築という戦略目標をもっていた。この目標を土台に能動的福祉を、貧困と疾病等の社会的リスクを事前に予防し、危機に陥った人々が仕事を通じて再起できるよう助け、「経済成長と連動する福祉」として具体化し、細部課題42個を発表した。細部課題の中で核心となる8つは、国民年金と基礎老齢年金の統合及び再構造化、持続可能な医療保障体系の構築、低所得層の子供の支援のためのドリームスタート事業、金融疎外者²¹⁾の信用回復の支援、持分型の分譲住宅制度の導入、在来市場の活性化及び零細商人の保護、住宅供給の拡大及び不動産市場の安定、統合的リスク管理体系の構築であった。

表5でイ・ミョンバク政権が提示している社会福祉政策には総合性がなく、個々の政策が散在している形であった。その上、上位課題とその解決のための一般課題を設定していたが、両方の関連性はあまり見当たらず体系的なものではなかった²²⁾。

またその福祉政策の構想は保守性が強かったため、大統領選挙期間中にも批判の対象であった。この政権は能動的福祉の目標の一つを、経済成長と連動して行われる福祉としていた。その実践課題として仕事を通じた福祉と福祉サービス市場創出を提示しているため、福祉が市場を中心に急速に再編されることによって、福祉政策が経済政策の一貫として行われる可能性が憂慮されたのである。

批判の多くはイ・ミョンバク政府の社会政策を新自由主義的なものと判断し、労働政策、健康保険、

表5 イ・ミョンバク政権の福祉部門国政目標・戦略・課題²²⁾

国政目標	能動的福祉			
	生涯福祉基盤作り	予防・統合型福祉	市場機能を活用した生活安定	社会的危険から安全な社会
国政課題	一国民年金・基礎老齢年金統合	一低所得層子供支援のためのドリームスタート事業	一金融疎外者信用回復支援	一統合的安全管理体制構築
	一持続可能な医療保障体系構築	一需要者中心の放生政策改変	一持分型分譲住宅	一交通事故予防及び安全管理対策
	一妊娠から就学前までに医療サービス支援	一合せ方個別手当、扶助義務者基準緩和	一伝統市場活性化	一安全で効率的水道水供給体系構築
	一公務員年金等公的年金連携方案作り	一貧困層の公職進出拡大	一不動産市場安定	一国家地理情報体系構築
	一効率的国民健康安全網構築	一農漁村老人福祉施設設置	一長期保有1世代住宅譲渡税軽減および油類税引き下げ	一青少年の社会的力量強化
	一予防的健康管理体系改変	一農漁業者所得・経営安定システム構築	一高速道路利用料金引き下げ	一食品安全管理強化
	一老人、長期療養保険制度適用拡大	一農漁村生活改善	一新婚夫婦対象住宅供給	一女性暴力脆弱階層の保護対策
	一両性平等水準向上	一保育非利用児童支援	一家計通信費用負担軽減	一環境性疾患予防・退治プログラム実施
	一国民年金基金運営体系改変	一社会サービスを通じた自活支援	一庶民住宅ローン負担緩和	
		一社会福祉関連業の待遇改善	一LPG 軽自動車許可	
		一障害者の生活改善	一練炭価格上昇への対策	
			一納品価格の原材料価格運動	

国民年金等の伝統的部門だけではなく、社会サービス領域までが民営化されると予想していた。能動的福祉が市場中心、民間中心の福祉を活性化させ普遍性を弱化させ、そのため福祉政策が大きく後退すると批判者たちは指摘している。

だがこのような批判と違い、同政権の福祉政策が十分ではないが拡張的性格を持っているとの評価も存在する²⁴⁾。実際に政権開始半年後の2008年10月、国政構想として「イ・ミョンバク政府の100大国政課題」が発表されたが、その中では福祉分野の政策課題として4大国政戦略課題が提示されている。政府はこのような政策課題が、政権初期に発表されたイ・ミョンバク政府の国政哲学と核心政策課題を政策環境の変化に対応して修正・補完したものとしている。政策環境の変化とは政権開始後に起きた危機状況を意味しており、特にうそく集会²⁵⁾は政府の権威主義的対応が国民の不信感を高め、政策全般に対する大規模反対運動に拡大することもありうることを認識させたといえる。このような過程で健康保険当然指定制²⁶⁾廃止と健康保険公団分割等の市場志向的福祉政策が除外された。またグローバル金融危機により7%成長の目標を2%に調整しなければならない状況で、成長を通じての福祉追求の実現可能

性に疑問が投げかけられるようになった。このような側面からイ・ミョンバク政府の福祉を考えると、以前の政権との違いをみつけることは難しくなる。そのためこの政権の政策に以前の福祉を、一定程度ではあるが維持する側面があったとかんがえることができる。

だが政策の実行にあたっては違いがあった。前政権が福祉の中心課題としていたものは実行されていない。能動的福祉というスローガンのもとで、福祉手当の対象者を増やすよりは、経済部門の成長のための能動性を損なわない水準で貧困層への支援を行っている。これらは前政権が普遍的社会サービス投資を通じて危機に対応していたのとは違っている。また勤労連携福祉も継続されたが、予算を投じることはなく、職の質を考えるよりは単純な量だけを増やすことだけに集中していたため、「貧困の罠」を作り出したと評価されている²⁷⁾。

2. パク・ケンへ政権の福祉政策

パク・ケンへ政権の福祉政策は韓国型生活保障と称される。その原則は「1. ライフサイクル別のバランスの取れた福祉を志向する、2. 貧困層に限らず全国民を対象とし均衡を確保する、3. 予防的で

積極的な社会サービスに転換する、4. 公・私の均衡を創出し統合管理者としての国家を目指す」とされている²⁸⁾。

この原則を踏まえるパク・クンへ政権の韓国型福祉国家の特徴は、以下のようなものであるとされている。その第一は、サービスを中心としていることである。現代社会の危険に対応するためには社会サービスを中心とした福祉制度が必要であるとし、人々のライフサイクルに合わせたサービスを提供するとしている。このようなサービスの提供を予防的な性格を持つ福祉であるとし、従来の所得保障を軸とする福祉を事後的な福祉と位置づけ、両者のバランスを取ることが重要であるとした。

第二は福祉の効率性を強調することである。過度な福祉支出により財政赤字に悩まされている欧米とは違い、支出の適切な統制を通じ福祉の持続可能性を高める。普遍的な社会サービスを提供するが、負担能力を持つものに関しては受益者負担原則を適用し、利用料を負担させるとしている²⁹⁾。また福祉領域において民間部門によって十分に提供できる領域は、民間部門の参加を奨励すべきであるとしている。

選挙時の公約によれば、パク・クンへ政権の福祉政策の実際の内容は、基礎年金導入、医療保険の見直し、基礎生活保障給与体制の改変、無償保育であった。基礎年金は65歳以上に月20万ウォンを支給するとしており、医療保険改革はがん等の4大疾患野障率を2016年までに100%まで拡大し、健康保険の本人負担額も現在より細分化し、低所得層の負担を減らすとした。基礎生活保障給付では、現在の統合給付から部門別の給付に転換するとし、保育に関しては、5歳までの保育は国家が責任を持つとしていた。

だがこの公約は当選後に修正が行われ、福祉政策の規模は大幅に縮小されることになった。当選後の引継ぎ委員会の時期に、基礎年金は月20万ウォンから月4万から20万の差等支給に変化し、医療保険の改革も4大疾患の100%保障から、選択診療費は保障しないことになった。健康保険の負担額も、最低額を50万から120万に引き上げることになった。無償保育も国の完全責任から、養育手当10万ウォンから20万ウォン、保育料22万ウォンから39万ウォンの支給に変更された。

パク・クンへ政権の福祉政策は実施の段階で多くの批判を受けている。第一に、それが韓国社会で起こっている貧困問題、両極化問題に対処できている

かである。イ・ミョンバク政権期間中、福祉費用の中での基礎生活保護費用の比率は2007年の71.5%から2012年の46.8%と大幅に削減された³⁰⁾。パク・クンへ政権は福祉の基本的な方向性として、人的資本の投資を優先するとしている。投資を行い危険に自分で対処できる可能性を高め、女性と児童への支援を行い、子供を持つ共働き家庭の福祉と経済活動を促進することを目的としている³¹⁾。このような政策の場合、基本的セーフティネットが充実している場合には効率的に作用するが、前政権で関連制度が弱化しているため、貧困に対処できるかが懸念されている。

高齢者の貧困問題への対策も不十分であると指摘されている。韓国の高齢者の貧困率は45%に達しているとされている。これには基礎年金制度を通じて対処するとしているが、基礎年金の支給額は最大で月20万ウォンであり、貧困に対処するには不十分な額である³²⁾。また高齢者の国民年金加入率が低いことから、基礎年金制度を導入するとしているが、基礎年金の導入と同時に国民年金の所得代替率をさげるとしている。その上、基礎年金の財源を国民年金の基金から一部調達するとしている。現在、国民年金の所得代替率は40%と低い水準で、国民年金の財源も枯渇が心配されている状況である。基礎年金の導入が一時的に効果を持つとしても、長期的な解決策となるとは考えにくい。

福祉政策の全体についても、財政面からの実現可能性が疑問視されている。福祉政策の実現に5年間で135兆ウォンが必要とされているが、その詳しい調達方法は示されてはいない。調達計画としては、「予算節約及び歳出構造調整、税制改変及び税政改革を通じた歳入拡大、福祉行政改革を通じた歳出節約、公共部門改革を通じた税外収入の増大」としているが、これを通じてどれくらいの財政が確保できるかは明確に試算されていない。また福祉政策のため必要とした135兆ウォンだが、実際の実行のためにはそれより多くの財源が必要であるとされている。その上、財政を確保する一番確実な方法である増税に関しても、パク・クンへ政権は増税を行わない福祉を強力に打ち出しているため、実際には福祉政策の縮小の可能性もある。

3. 政権交代後の福祉政策縮小傾向

キム・ギョウソン、キム・ソンウクは2012年の論文の中で、政権交代後のイ・ミョンバク政権の福祉政

策の分析を行い、次のように結論づけている。

社会福祉支出を新しく推計した結果としては、福祉の量的拡大現象が確認された。だが公的年金のような制度の自然増加分を考えると、以前の政府と比べ支出拡大のための意志が高いとは評価しづらい。また、基礎老齢年金、長期療養保険、勤労奨励税制などの新しい制度が実施されてはいるが、それらの制度の企画と法裁定は以前の政権によって主導されたものである。イ・ミョンバク政権はそれらを単純に実行することに留まっているのに加え、社会サービスの生産と供給の市場化または民営化を通じた国家責任の弱化、公共扶助の受給者規模の縮小、一時的で残余的な手当での拡大、プログラム拡大の未履行などのプログラム的縮小の様子も観察される。

イ・ミョンバク政権の体系的縮小を通じた福祉国家縮小の意図は体系的縮小を通じた実際に存在するよう見える。この政権は大規模な減税と土木事業を進めて未来の歳入減少と財政赤字を誘導し、福祉拡大に否定的な大衆の世論を一部誘導することで縮小の与件を準備し、財政支援については統制方式を強化して体系的縮小を通じた中央政府の政策選好を実行させるための機能を極大化させた。また親福祉勢力に対する支援を中断し、反福祉的である保守的市民団体に対する支援を強化し、福祉国家を支持する勢力を弱化させようとする努力が観察される。

2008年の世界的経済危機に対応して、2009年には福祉予算が追加編成された。希望勤労プロジェクト、一時的生計支援、零細商人経営支援、基礎生活保障受給者の拡大、教育及び住居支援の拡大等が行われ、福祉政策の拡大が期待されたが、予算編成は2009年の1年だけで終わり、次の年には関連予算は削減されていた³³⁾。このような動きもまたイ・ミョンバク政権が福祉を縮小する意志を持っていたことを裏付けている。

キム・ギョウソン、キム・ソンウクは、これらを総合するとイ・ミョンバク政権では量的拡大とプログラム的拡大・再編、体系的縮小が同時に進行していたと評価した。同時にイ・ミョンバク政権が体系的縮小を通じて福祉国家の変化を条件化してしまったことで、少子化、高齢化、労働市場の両極化問題などの新・旧社会的リスクに対象するための韓国社会の力量を低下させたことに憂慮を表している。

パク・クンヘ政権の福祉政策についてはまだ評価を行うには早いかもしれないが、選挙時の公約の当選後の変化を見る限り、同政権に積極的福祉を拡大

させる意志があるとは考えづらい。また重要公約であった無償保育の実施に当たり、財政的負担を国ではなく地方自治体に任せ、無償給食に使われている予算を無償保育にまわすための動きを見せるなど、前政権であったイ・ミョンバク政権の福祉縮小戦略と類似した動きも見せている。財政的な面でも、前政権の無理な土木工事の推進や国家次元での海外投資の失敗などによる支出増が響いて、予算確保に困難が生じている。その上増税を行わないことを強く主張していたため、実際にこの政権に福祉拡大の意志があるとしても実際に予算確保は困難であると考えられる。

2回目の政権交代に経済成長への大きい期待があったことは事実であるが、その期待だけで社会政策の縮小、残余的な福祉への変化を説明することは難しい。政権のこのような行動を可能にし、国民がそのような行動を容認しているのは、すでに開発独裁期に経済成長のために社会政策を利していた経験をもっており、その経験が成功的であったことが影響しているのである。

4. 福祉に関する国民認識

長年にわたって福祉の関しての論議が国政レベルで行われ、福祉の成立・拡大・縮小を経験した現在の韓国では、国民の福祉に対する認識もまた韓国の福祉の性格を判断するための重要な指標である。本項では2012年3月に韓国の現代経済研究所が実施した調査を基に実際に国民の認識を考察することにする。

まず福祉水準に関しては、十分であるという評価は8.7%であり、不足しているが35.8%あり、多くの国民が、現在の福祉は不十分であると認識していることが分かる。だが福祉制度に関しての調査では、すべての年齢層、職種で、経済政策であるはずの雇用創出が福祉制度として認識されており、それを一番必要としていた(30代、自営業では2番目)。今後拡張すべき福祉制度の調査では、例外なく雇用創出を1位に選んでいた。

また福祉政策に関して、経済成長を考慮にいれた福祉(75.2%)、中産階級のための福祉(68.3%)の選好が極めて高いことが分かった。同時期に行われていた政治圈での福祉に関しての論議に関しても、ポピュリズムであると評価し共感しないという意見が65.6%であった。

福祉の財政調達方法に関しては、富裕層の徴税負

担増加（39.2%）、脱税防止（37.5%）、政府の予算節約（18.7%）、税率増加（4.6%）の順に選好されており、NOOMP³⁴⁾現象が確認されている。また福祉強化による税金負担の増加に関しては、反対51.3%，賛成48.7%となっている。

福祉支出の水準がOECD（2009年度基準）の中で下から2番目であり、セーフティネットが十分に整っていない状況でのこのような福祉に関する認識は、福祉制度の拡大を妨げる要因の一つであり、まだ開発独裁期の影響が残っていることが分かる。

V. 終わりに

今まで韓国の福祉研究の対象となっていたのは、アジア通貨危機後のキム・デジュン政権の時期である。この時期に韓国で本格的な福祉がはじめて導入されて、韓国の福祉国家が成立したと考えられているからである。だが政権交代後のイ・ミョンバク政権、パク・クンへ政権の動きから考えると、キム・デジュン政権の改革は欧米的な福祉国家の成立に失敗したと考えられる。その失敗の理由には、以下の諸点が考えられる。政策案が長い時間をかけ練られ、作られたものではなく、政権成立の直前に発生したアジア通貨危機に対応するために緊急に作成されたため完全ではなかったこと、政権の他の政策は新自由主義的政策を強く持っていて、福祉面でも普遍的な制度の設立に完全にシフトできなかったこと、社会全般に開発独裁期の影響が強く残っており、政権の政策立案者・実行者もその影響下にあって、普遍的制度への抵抗が存在していたことなどが考えられる。また、アジア通貨危機後には以前と同じような極めて高い経済成長率を回復し、福祉に対する国民的関心が薄れてきたことも強く影響している。

キム・デジュン政権の改革を失敗と考えた場合、韓国の福祉を考える上で重要なのはパク・ジョンヒ政権期である。2回目の政権交代後の両政権は福祉の縮小傾向を見せており、それほど大きな反発にはあっていない。それにはイ・ミョンバク大統領が企業家としての経験が評価され、高い経済成長を期待されていたことや、パク・クンへ政権が政権発足時には福祉の拡大を表明していたこと、また両政権がコンクリート層と呼ばれる保守陣営の支持を受けていたことが影響しているかもしれない。だがピアソン（1994, 2001）によると、福祉の縮小はそれほど簡単な作業ではない。福祉の縮小は制度を通

じて利益を得ていたものや、制度の恩恵を受けやすい労働者階級の強い反発を呼び起す。実際にイギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権は高い支持率を受けて福祉の縮小を実施しようとしたが、強い反発が起り失敗している。両政権下での福祉の縮小は強い支持によって可能であったと考えるよりは、福祉に関する認識調査でもわかるように、福祉に関する認識がパク・ジョンヒ政権期から大きく変わっておらず、主に恩恵を受ける労働者階級が福祉の必要性をあまり感じていないことが影響していると考える方が正しいかも知れない。

韓国国内の福祉論争があまり生産的でなかった理由には、福祉制度の形成にパク・ジョンヒ政権期が強く影響しているにも関わらず、それがあまり研究の対象として扱われなかったことも影響している。改革によってその時代の影響は崩壊して行ったとの認識が強くあったことや、時代の特殊性³⁵⁾のため関連する資料を研究することが難しいことも事実である。だがパク・ジョンヒ政権期は韓国現代社会の土台が作りあげられた時代で、大きく変化し続けた時代でもある。消耗的な論争を繰り返さないためにも、この時代を正しく振り返る必要があると考えられる。

註

- 1) 연합뉴스(連合ニュース) 2015/02/05
<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/02/05/0200000000AKR20150205073051003.HTML>.
- 2) 2002年にキム・ヨンミョン（編）で出版された研究書、キム・デジュン政権の福祉改革をどのように評価するかを中心としていた。
- 3) 初期の研究はエスピニン・アンデルセンの福祉国家の3類型論をもとに韓国がどの類型に属するかについての研究が中心的であった。
- 4) 최영준(2012), p.13.
- 5) 정무권(2007), p.286.
- 6) *Ibid.*, p.286.
- 7) 심상용(2010), p.15.
- 8) 정무권(2007), p.284.
- 9) 経済成長率・絶対貧困率は이혜경(2006), p.p.31-35から。
- 10) 최영준(2012), p.16
- 11) 주학중, 윤주현(1984년) をもとに制作。
- 12) 김교성(2009), pp.239-240.
- 13) 김원섭(2008), p.42.
- 14) *Ibid.*, p.45.
- 15) 政策上の区別で貧困層のすぐ上に位置する層。
- 16) 최영준(2012), p.23.
- 17) 김원섭(2008), p.45.

- 18) 조성주 외 (2008).
- 19) 최영준(2012), pp.28-29.
- 20) 福祉の財政的安定性を強調するために用いられた言葉である。
- 21) 金融機関での信用等級の問題で融資などを受けることができない者。
- 22) 이재수(2008), p.18を基に作成。
- 23) 이재원(2012), p.122.
- 24) 김원섭, 남윤철(2011).
- 25) 政府に対する抗議の平和的方法として一本のろうそくを灯す集会。
- 26) 公的保険の適用を病院側が拒否できないようにするための制度。韓国は多くの財閥が生命保険会社を持っていることから、医療民営化の圧力が存在する。
- 27) 이재원(2012), p.125.
- 28) 안상훈(2010)『한국형 복지국가의 비전과 전략, 사회보장기본법 전부개정을 위한 공청회: 한국형복지국가 건설』p.13 公聴会資料のため, 허용훈(2013)から再引用。
- 29) 조영훈(2012), p.72.
- 30) 이재원(2012), p.130
- 31) 정의룡, 임진영, 양재진(2012), p.154.
- 32) 허용훈(2013), p.195.
- 33) *Ibid.*, p.125.
- 34) Not Out of My Pocket, 福祉の拡大はいいが自分が費用負担することは拒否する。
- 35) パク・ジョンヒ政権は韓国保守陣営にとって大きな政治的資産であり、一方的な援護や批判の対象になりやすい。

参考文献

- OECD (2009), OECD Social and Welfare Statistics, http://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/data/oecd-social-and-welfare-statistics_socwel-data-en.
- Pierson, Paul (1994), Dismantling the welfare state? Reagan, Thatcher and retrenchment, Cambridge University Press, Cambridge.
- Pierson, Paul (2001) "Coping with Permanent Austerity Welfare State Restructuring in Affluent Democracies" Pierson, Paul (Edt) (2001) The New Politics of the Welfare State, Oxford University Press, Oxford.
- 김경우, 곽효문(2011)「국민의 정부와 참여정부의 사회복지정책에 관한 변천과 성과 연구」『한국행정사학지』제 29 호, pp. 1-28.
- 김교성(2009)「국민의정부 복지개혁에 대한 실증적 평가」 정무관 편『한국복지국가성격논쟁 II』 인간과복지
- 김교성, 김성욱(2012)「복지의 양적 확대와 체계적 축소: 이명박 정부의 복지정책에 대한 평가」『사회복지정책』 Vol. 39 No. 3 pp. 117-149.
- 김동열·조호정(2012)「복지의식의 이중성과 뉴프현상」『경제주평』 483 호 현대경제연구원.
- 김연명(편)(2002)『한국복지국가의 성격논쟁 I』 인간과 복지.
- 김연명(2002)「김대중 정부의 사회복지정책: 신자유주의를 넘어서」, 김연명(편)『한국복지국가의 성격논쟁 I』 인간과 복지.
- 김연명(2002)「‘국가복지 강화론’ 비판에 대한 재비판과 생활」『상황과 복지』 제 11 호 pp. 51-84.
- 김원섭(2008) 「참여정부에서 한국 복지국가의 발전, 신자유주의국가?」『한국사회정책』 제 9 집 2 호 pp. 29-54
- 대통령자문정책기획위원회(2008)「기초생활보장강화: 국민기초생활보장 한 단계위로」『참여정부정책보고서』, pp2-20.
- 박종관 (2005)「생산적 복지정책의 효과 분석」『한국사회와 행정연구』 제 16 권 1 호, pp.475-502.
- 심상용(2010)「한국 발전주의 복지체계 형성 연구: 억압적 발전주의 생산레짐과 비공식 보장의 복지체계」『사회복지정책』 Vo137, pp. 1-25.
- 양재진 (2007)「유신체제하 복지연금제도의 형성과 시행유보에 관한 재고찰」『한국거버넌스학회보』 제 14 권 1 호, pp.87-108.
- 양재진(2013)「박근혜 정부 복지정책의 평가와 과제」『민주사회와 정책연구』 2013년 하반기 통권 24 호, pp. 46-72.
- 오건호(2013)「박근혜 정부의 복지전망과 복지국가운동의 과제」『역사비평』 제 102 호, pp. 170-186.
- 이재원(2012)「이명박 정부의 사회서비스 정책 및 재정지출의 특성분석과 향후 정책과제」『지방정부연구』 제 16 권 제 4 호, pp. 115-135.
- 이상이(2013)「증세 없는 복지국가, 안녕들 하십니까」, 『시민과세계』 제 24 호 pp84-98.
- 이태수(2008)「이명박 정부의 복지정책-총평가」『복지동향』 제 113 호 pp. 17-22.
- 이혜경(2006)「한국 사회복지제도의 전개-경제성장, 민주화, 그리고 세계화를 배경으로」, 이혜경, 타케가와ショウ(편)『한국과 일본의 복지국가레짐 비교연구』 연세대학교출판부.
- 정무권(2007)「한국 발전주의 생산레짐과 복지체계의 형성」『한국사회정책』 제 14 집 pp. 257-305.
- 정부민간합동작업단(2006)「함께가는 대한민국 VISON2030」 정의룡, 임진영, 양재진(2012)「복지와 재정건전성의 관계분석:OECD 국가들의 사회투자형 복지지출을 중심으로」『한국행정학보』 36 권 3 호 pp147-172.
- 주은선(2011)「한국 복지국가 논쟁에 관한 소고 : 복지정책의 진보성, 어떻게 확장할 것인가?」『진보평론』 제 50 호 pp16-44.
- 주학중, 윤주현(1984년)「1982年 階層別 所得分配의 統計와 變動要因」『한국 개발연구』 제 6 권 1 호 pp. 2-17.
- 조영훈(2002)「현 정부 복지정책의 성격: 신자유주의를 넘었나?」, 김연명(편)『한국복지국가의 성격논쟁 I』 인간과 복지.
- 조영훈(2012)「한국복지국가의 변혁? : 새누리당과 민주통합당의 복지구상 검토」『경제와사회』 2012년 가을호 제 95 호 pp67-93.
- 조선주 외 (2008)「근로장려세제(EITC)와 여성의 노동공급: 실증분석과 정책과제」, 한국여성정책연구원.

韓国福祉政策の歴史的転換

허용훈(2013) 「박근혜 정부의 복지국가의 비전과 정책과 제」, 『동북아문화연구』 제 36 집 pp153-175.
최영준(2011) 「한국복지정책과 복지정치의 발전: 생산주의 복지체제의 진화」 『아세아연구』 제 54 권 2 호, pp. 7-41.

(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)